

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成25年8月13日

【四半期会計期間】 第11期第2四半期(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

【会社名】 カルナバイオサイエンス株式会社

【英訳名】 Carna Biosciences, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉野公一郎

【本店の所在の場所】 神戸市中央区港島南町一丁目5番5号

【電話番号】 078-302-7039 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 相川法男

【最寄りの連絡場所】 神戸市中央区港島南町一丁目5番5号

【電話番号】 078-302-7039 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 相川法男

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第10期	第11期	第10期
		第2四半期 連結累計期間	第2四半期 連結累計期間	第10期
会計期間		自 平成24年 1月 1日 至 平成24年 6月30日	自 平成25年 1月 1日 至 平成25年 6月30日	自 平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日
売上高	(千円)	256,591	341,581	510,829
経常損失()	(千円)	218,323	147,483	442,656
四半期(当期)純損失()	(千円)	224,610	151,018	449,994
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	227,788	121,673	428,632
純資産額	(千円)	791,396	923,294	880,792
総資産額	(千円)	1,051,822	1,155,959	1,116,893
1株当たり四半期(当期) 純損失金額()	(円)	3,825.77	2,065.92	7,328.33
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	75.2	78.4	78.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	206,605	121,001	425,183
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	37,360	7,178	37,908
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	7,608	175,498	241,305
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	581,240	666,184	611,993

回次		第10期	第11期
		第2四半期 連結会計期間	第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日	自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 6月30日
1株当たり四半期純損失金額 ()	(円)	1,833.33	1,082.95

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

(1) 当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

(2) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（重要事象等）

当社グループは、継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況（重要事象等）が存在しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、米国経済が緩やかな回復基調で推移するとともに、わが国政府と日銀が協調した金融緩和政策の影響等により為替相場が円安方向へ転換したこと等により、一部に回復の兆しが見られるものの、中国経済の悪化懸念が強まるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。当社グループが属する製薬業界におきましては、医療制度改革やジェネリック医薬品への代替が着実に進行するなか、大手製薬企業における収益悪化の懸念が、新薬候補パイプラインの導入ステージの早期化やバイオベンチャー等の買収となって現れており、新薬を開発する大手製薬企業においてオープンイノベーションの流れは今後も加速するものと考えられます。

このような外部環境の中、当社グループは、キナーゼ創薬に係る創薬基盤技術を核とした創薬支援事業並びに創薬事業を積極的に展開し、事業の拡大を図ってまいりました。

セグメント別には、創薬支援事業におきましては、その主要市場である北米における売上拡大に注力するとともに、小野薬品工業株式会社から受託した大規模キナーゼスクリーニングを着実に遂行すること等により、売上は順調に推移しております。また、創薬事業におきましては、重点領域であるガン疾患を中心としたキナーゼ阻害薬の創製研究を積極的に推進するとともに、当社研究テーマの導出活動を戦略的に展開してまいりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は341,581千円（前年同四半期比33.1%増）、営業損失は169,660千円（前年同四半期は236,193千円の損失）、経常損失147,483千円（前年同四半期は218,323千円の損失）、四半期純損失151,018千円（前年同四半期は224,610千円の損失）となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

創薬支援事業

キナーゼタンパク質の販売、アッセイ開発、プロファイリング・スクリーニングサービス及びセルベース・アッセイの提供等により、創薬支援事業の売上高は341,581千円（前年同四半期比33.1%増）、営業利益は101,728千円（前年同四半期比668.1%増）となりました。売上高の内訳は、国内売上は195,186千円（前年同四半期比22.8%増）、北米地域は85,663千円（前年同四半期比54.3%増）、欧州地域は54,757千円（前年同四半期比64.2%増）、その他地域は5,973千円（前年同四半期比32.1%減）であります。

創薬事業

当第2四半期連結累計期間の創薬事業において、売上高の計上はなく（前年同四半期は売上高の計上なし）、営業損失は271,388千円（前年同四半期は249,438千円の損失）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は1,155,959千円となり、前連結会計年度末と比べて39,066千円増加しました。その内訳は、現金及び預金の増加11,190千円、売掛金の減少5,160千円、投資有価証券の増加37,508千円等であります。

負債は232,665千円となり、前連結会計年度末と比べて3,435千円減少しました。その内訳は、1年内返済予定の長期借入金の減少17,250千円、長期借入金の減少9,708千円、繰延税金負債の増加13,150千円等であります。

純資産は923,294千円となり、前連結会計年度末と比べて42,502千円増加しました。その内訳は四半期純損失151,018千円の計上、資本金の増加78,426千円、資本剰余金の増加68,617千円、その他有価証券評価差額金の増加24,062千円等によるものであります。

また、自己資本比率は78.4%（前連結会計年度末は78.9%）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、営業活動により121,001千円減少し、投資活動により7,178千円減少し、財務活動により175,498千円増加した結果、当第2四半期連結会計期間末においては666,184千円（前連結会計年度末比54,190千円増）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により減少した資金は121,001千円（前年同四半期は206,605千円の減少）となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失149,991千円の計上、売上債権の減少7,419千円、たな卸資産の増加17,243千円、未払金の増加4,455千円及び減価償却費13,612千円の計上等の差し引きによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により減少した資金は7,178千円（前年同四半期は37,360千円の減少）となりました。これは有形固定資産の取得による支出7,178千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により増加した資金は175,498千円(前年同四半期は7,608千円の減少)となりました。これは主に新株予約権の行使による株式の発行による収入145,395千円によるものであります。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は205,732千円であります。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

「第2 事業の状況 1 事業等のリスク (2) 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事項(重要事象等)」に記載のとおり、当社グループは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当該重要事象等を解消するために、当社グループは、創薬支援事業においては更に拡販に努めることで売上の上積みを図るとともに、創薬事業においては研究開発をさらに推し進め、新薬候補化合物を製薬企業に導出することで契約一時金等の収入を獲得してまいります。さらに、研究の効率化や諸経費の節減等により販売費及び一般管理費の圧縮に継続的に取り組むことで、早期の全社業績の黒字化を達成し、当該重要事象等が解消されるよう取り組んでまいります。

なお、当社グループは事業活動を継続するための十分な手元資金を保有しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000
計	300,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	74,495	79,844	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	(注) 1、2
計	74,495	79,844		

- (注) 1. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
 2. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
 3. 提出日現在の発行数には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年5月29日
新株予約権の数	12,000個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注) 2
新株予約権の目的となる株式の数	12,000株(注) 3、6
新株予約権の行使時の払込金額	当初行使価額 1株当たり 133,500円(注) 4、5
新株予約権の行使期間	平成25年6月18日～平成27年6月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注) 7
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項(注) 8	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 本新株予約権は第14回新株予約権と称し、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。
 2. 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。
 3. 本新株予約権の目的となる株式の数に関する事項は次のとおりであります。
 (1) 本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により5. に定める行使価額が修正されても変化しない。但し、下記(2)、(3)及び(4)により

割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 下記6.の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同6.に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る6.(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、6.(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
4. 各本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
5. 行使価額の修正は、9.(4)に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が93,450円（以下「下限行使価額」といい、6.の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
- 本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。
6. 行使価額の調整に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(4)に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記、及びの場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記、及びにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
 - (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 上記(2)の規定にかかわらず、上記(2)に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が5. に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記(2)に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
 - (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記(6)の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。
7. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。
9. 本新株予約権における上記以外の特質等は次のとおりであります。
- (1) 各本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の目的である株式1株当たり1,350円とする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,350円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
 - (3) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,350円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
 - (4) 本新株予約権の行使請求の効力は、別途定める行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払い込まれる財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
 - (5) 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先であるメリルリンチ日本証券株式会社（以下「割当先」という。）との間で締結した取決めの内容は以下のとおりであります。
 当社は、割当先に通知することにより、本新株予約権の全部又は一部につき、これを行使してはならない期間（以下「行使停止期間」という。）を指定（以下「停止指定」という。）することができる。

当社は、何度でも停止指定を行うことができ、かつ同時に複数の停止指定を行うことができる。但し、下記に定める行使指定が行われた場合には、これに係る行使必要期間中は、当該行使指定に基づき割当先が行使しなければならぬ本新株予約権の全部又は一部の行使を妨げることとなるような停止指定を行うことはできない。

いずれかの時点において1又は複数の停止指定が行われている場合には、割当先は、当該時点の直前に未行使であった本新株予約権の個数から当該時点において停止指定の対象となっている本新株予約権の総数を差し引いた数を上回る数の本新株予約権を行使してはならない。

当社は、下記に定める行使必要期間中に行使すべき本新株予約権の数（以下「行使必要新株予約権数」という。）を指定（以下「行使指定」という。）することができる。割当先は、当社から行使指定通知書を受領した場合、これに係る行使必要期間内に、これに係る行使必要新株予約権数の本新株予約権の全部を行使するものとする。但し、かかる本新株予約権の行使は、これを一括して又は数回に分けて行うことができる。

当社は何度でも行使指定を行うことができるが、各行使指定に係る行使必要新株予約権数は、以下に記載する各算式で算出される数のうち、最も少ない数を超えないものとする。また、いずれかの行使必要期間中に（当該行使必要期間に係る行使必要新株予約権数の全部について行使が完了しているか否かを問わず）新たな行使指定を行ってはならない。

- a. 当該行使指定に係る行使指定通知書を交付した日（以下「指定書交付日」という。）の前日まで（同日を含む。）の1ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数（1株未満を四捨五入する。）に3を乗じて得られる株数を本新株予約権の割当株式数で除して得られる数（1個未満は切り捨てる。）
 - b. 指定書交付日の前日まで（同日を含む。）の3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均出来高数（1株未満を四捨五入する。）に3を乗じて得られる株数を本新株予約権の割当株式数で除して得られる数（1個未満は切り捨てる。）
 - c. 当該行使指定に係る行使指定通知書交付の時点の直前に未行使であった本新株予約権の個数から当該時点において停止指定の対象となっている本新株予約権の総数を差し引いた数
各行使必要期間は、当社が割当先に対し行使指定通知書を交付した日の翌日（当日を含む。）から20取引日の期間とし、いずれの行使必要期間も行使請求期間内に開始しかつ終了しなければならない。
当社は、以下の各号に定める事項がすべて充足されていなければ、割当先に対し行使指定通知書を交付してはならない。
 - a. 当該行使指定通知書の交付の時の直前における当社普通株式の東京証券取引所における普通取引の終値（以下「終値」という。）が本新株予約権の上記5.に定義する下限行使価額の120%に相当する金額以上であること。
 - b. 当該行使指定通知書の交付の時点において、当社又はその子会社に関する未公表の事実であって、それが公表された場合に当社の株価に相当な影響を及ぼすおそれのある事実（金融商品取引法第166条第2項及び第167条第2項に定める事実を含むがこれに限られない。）がないこと。
- (6) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (7) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
該当事項はありません。
- (8) その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第2四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

第14回新株予約権	第2四半期会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	1,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	96,750
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	96,750
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	1,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	1,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	96,750
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	96,750

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	1,695	74,495	78,426	2,349,185	68,617	886,830

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成25年7月1日から平成25年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が5,349株、資本金が253,542千円、資本準備金が253,542千円それぞれ増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成25年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
小野薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町二丁目1番5号	14,090	18.91
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	4,973	6.67
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,054	2.75
吉野 公一郎	大阪府吹田市	2,000	2.68
カルナバイオサイエンス役員持 株会	兵庫県神戸市中央区港島南町一丁目5番 5号	1,039	1.39
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜二丁目4番6号	1,026	1.37
クリスタルゲノミクス社 (常任代理人 英和法律事務所 弁護士 尹 英和)	韓国ソウル市 ソンパゲー ブンナップ ドーン アサン メディカルセンター ア サンインスティテュート フォー ライフサイエンス セカンドビルディン グ6階	1,000	1.34
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	806	1.08
バイオ・サイト・インキューペ ーション二号投資事業有限責任組 合	大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目7番15号	800	1.07
勝岡 達三	静岡県磐田市	731	0.98
計		28,519	38.28

- (注) 1. 吉野公一郎氏の所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めておりません。
2. 当第2四半期会計期間末日後において、メリルリンチ日本証券株式会社及びその共同保有者であるメリルリ
ンチ・インターナショナルより、以下の通り、平成25年7月10日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送
付を受けております。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(株)	株券等保有 割合(%)
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号日本橋一丁目ビ ルディング	7,444	9.29
メリルリンチ・インターナショナル	Merrill Lynch Financial Centre, 2, King Edward Street, London, EC1A 1HQ, United Kingdom	999	1.34

なお、株主名簿の記載内容が確認できないことから、当社として実質所有株主数の確認ができていないため、
上記大株主の状況には含めておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 74,495	74,495	権利内容に何ら限定のない当社における標準的となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	74,495		
総株主の議決権		74,495	

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年1月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	654,993	666,184
売掛金	85,421	80,261
商品及び製品	98,676	101,925
仕掛品	3,221	11,928
原材料及び貯蔵品	13,404	19,735
その他	57,438	45,886
流動資産合計	913,157	925,922
固定資産		
有形固定資産	53,672	46,739
無形固定資産	9,184	6,576
投資その他の資産		
投資有価証券	121,070	158,578
その他	19,808	18,143
投資その他の資産合計	140,878	176,722
固定資産合計	203,736	230,037
資産合計	1,116,893	1,155,959
負債の部		
流動負債		
買掛金	825	178
1年内返済予定の長期借入金	36,666	19,416
未払金	35,604	44,042
未払法人税等	5,892	4,747
その他	30,506	33,995
流動負債合計	109,494	102,379
固定負債		
長期借入金	97,474	87,766
繰延税金負債	5,407	18,558
資産除去債務	23,724	23,960
固定負債合計	126,606	130,285
負債合計	236,101	232,665
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,270,759	2,349,185
資本剰余金	818,213	886,830
利益剰余金	2,207,020	2,358,039
株主資本合計	881,951	877,975
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,877	26,939
為替換算調整勘定	4,036	1,245
その他の包括利益累計額合計	1,159	28,185
新株予約権	-	17,132
純資産合計	880,792	923,294
負債純資産合計	1,116,893	1,155,959

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
売上高	256,591	341,581
売上原価	105,452	108,751
売上総利益	151,139	232,830
販売費及び一般管理費	387,332	402,490
営業損失()	236,193	169,660
営業外収益		
受取利息	339	103
補助金収入	19,000	26,349
為替差益	-	6,555
その他	656	514
営業外収益合計	19,995	33,521
営業外費用		
支払利息	1,503	871
新株予約権発行費	-	9,355
為替差損	215	-
その他	406	1,118
営業外費用合計	2,126	11,345
経常損失()	218,323	147,483
特別損失		
固定資産除却損	148	123
減損損失	5,124	2,384
特別損失合計	5,272	2,508
税金等調整前四半期純損失()	223,595	149,991
法人税、住民税及び事業税	1,172	1,172
法人税等調整額	157	145
法人税等合計	1,014	1,026
少数株主損益調整前四半期純損失()	224,610	151,018
四半期純損失()	224,610	151,018

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	224,610	151,018
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,565	24,062
為替換算調整勘定	1,388	5,282
その他の包括利益合計	3,177	29,344
四半期包括利益	227,788	121,673
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	227,788	121,673

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	223,595	149,991
減価償却費	17,305	13,612
減損損失	5,124	2,384
貸倒引当金の増減額(は減少)	6	-
受取利息	339	103
支払利息	1,503	871
補助金収入	19,000	26,349
新株予約権発行費	-	9,355
為替差損益(は益)	483	5,321
売上債権の増減額(は増加)	8,466	7,419
たな卸資産の増減額(は増加)	5,878	17,243
仕入債務の増減額(は減少)	7,158	647
未払金の増減額(は減少)	7,345	4,455
その他	1,542	25,976
小計	218,247	135,580
利息の受取額	383	101
利息の支払額	1,454	828
補助金の受取額	14,745	17,302
法人税等の支払額	2,426	2,373
法人税等の還付額	143	128
その他	250	250
営業活動によるキャッシュ・フロー	206,605	121,001
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	33,849	7,178
無形固定資産の取得による支出	3,510	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	37,360	7,178
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	34,608	26,958
担保に供した預金の増減額(は増加)	27,000	43,000
新株予約権の発行による収入	-	14,060
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	145,395
財務活動によるキャッシュ・フロー	7,608	175,498
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,179	6,872
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	250,394	54,190
現金及び現金同等物の期首残高	831,634	611,993
現金及び現金同等物の四半期末残高	581,240	666,184

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間
(自平成25年1月1日至平成25年6月30日)

(会計方針の変更)

当社における貯蔵品の評価方法は、従来、総平均法によっておりましたが、第1四半期連結会計期間より、先入先出法に変更しております。この変更は、仕入価格の変動を損益に適時に反映させることと会計業務の効率化を目的として、受注拡大に伴う受託試験サービスにおける貯蔵品の使用量の増加を契機に、行ったものであります。なお、この変更による損益への影響は軽微であり、遡及適用は行っておりません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
役員報酬	33,507千円	31,000千円
給料手当	53,198	52,291
支払手数料	50,727	50,994
研究開発費	182,515	205,732

なお、研究開発費はすべて一般管理費に計上しており、上記の金額は研究開発費の総額であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
現金及び預金	624,240千円	666,184千円
担保に供している定期預金	43,000	
現金及び現金同等物	581,240	666,184

(株主資本等関係)

前第 2 四半期連結累計期間(自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当第 2 四半期連結累計期間(自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第 2 四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第 2 四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

新株予約権の権利行使により、当第 2 四半期連結会計期間において、資本金が78,426千円、資本剰余金が68,617千円増加し、この結果、当第 2 四半期連結会計期間末において資本金が2,349,185千円、資本剰余金が886,830千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	創薬支援事業	創薬事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	256,591		256,591
セグメント間の内部売上高又は振替高			
計	256,591		256,591
セグメント利益又は損失()	13,244	249,438	236,193

(注) セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しており差額はありません。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第2四半期連結累計期間において、「創薬事業」に係る減損損失5,124千円を計上しております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	創薬支援事業	創薬事業	計
売上高			
外部顧客への売上高	341,581		341,581
セグメント間の内部売上高又は振替高			
計	341,581		341,581
セグメント利益又は損失()	101,728	271,388	169,660

(注) セグメント利益又は損失の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しており差額はありません。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第2四半期連結累計期間において、「創薬事業」に係る減損損失2,384千円を計上しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成25年1月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額	3,825円77銭	2,065円92銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	224,610	151,018
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	224,610	151,018
普通株式の期中平均株式数(株)	58,710	73,100
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第2四半期連結会計期間終了後、平成25年7月31日までの間に新株予約権の権利行使がございましたが、その概要は以下のとおりであります。

- | | |
|------------------|-------------|
| (1) 新株予約権の名称 | 第14回新株予約権 |
| (2) 発行株式の種類及び株式数 | 普通株式 5,349株 |
| (3) 増加した資本金 | 253,542千円 |
| (4) 増加した資本剰余金 | 253,542千円 |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月 7日

カルナバイオサイエンス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 嘉之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 南方 得男

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているカルナバイオサイエンス株式会社の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、カルナバイオサイエンス株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、当第2四半期連結会計期間終了後、平成25年7月31日までの間に新株予約権の権利行使を受け、新株の発行を行った。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。